

春日井市広報春日井広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、春日井市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号に掲げる内容に係る基準を定めるものとする。

(広告の内容に係る基準)

- 2 要綱第3条第2項（第2号、第3号、第4号、第10号、第11号、第15号、第16号、第17号及び第18号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第2項第1号に掲げる内容 法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 要綱第3条第2項第5号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
 - ア 他の者の氏名、名称、写真、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの
 - イ 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 要綱第3条第2項第6号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
 - ア 暴力、とばく、麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 著しく性的感情を刺激するもの
 - エ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - オ 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (4) 要綱第3条第2項第7号に掲げる内容 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの
- (5) 要綱第3条第2項第8号に掲げる内容 政治団体又は政治活動（選挙運動を含む。）
- (6) 要綱第3条第2項第9号に掲げる内容 宗教団体に係るもの
- (7) 要綱第3条第2項第12号に掲げる内容 例えば、広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの
- (8) 要綱第3条第2項第13号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
 - ア 統計、文献、専門用語等を出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際より

- も優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- イ 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれのあるもの
- ウ 誇大な表現を含むもの
- エ 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの
- オ 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの
- カ 他人名義で行っているもの
- (9) 要綱第3条第2項第14号に掲げる内容 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある商品等を比較の対象となる商品等として明示し、若しくは暗示し、当該商品等の内容若しくは取引に係る条件に関して客観的に測定し、若しくは評価することによって比較をするもの（二重価格を表示するもの及び第三者が推奨し、又は保証する旨の記述があるものを含む）又はこれに類似するもの
- (10) 要綱第3条第2項第19号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
 - ア 市の品位を損なうようなもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 郵便私書箱、転送サービス等に関するもの
 - エ 著しく投機又は射幸心をあおるもの
 - オ 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの
 - カ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、市民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
 - キ 占いに関するもの
 - ク 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの
 - ケ 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
 - コ 謝罪、釈明等に関するもの
 - サ 養子縁組に関するもの
 - シ 人の行方の捜索に関するもの
 - ス 調査、探偵等に関するもの
 - セ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ソ 人材の募集又は解雇に関するもの
 - タ 連鎖販売取引（特定商品取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。)、業務提供取引 (同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引 (同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。)) 又はこれらに類似する取引に関するもの

チ 前払式割賦販売 (割賦販売法 (昭和 36 年法律第 159 号) 第 11 条に規定する前払式割賦販売をいう。)) 等に関するもの (経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。)

ツ 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの

テ インターネット異性紹介事業 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成 15 年法律第 83 号) 第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。)) 又はこれに類似する事業に関するもの

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。